

策定年月日	平成 23 年 9 月 13 日
変更年月日	平成 26 年 9 月 30 日
変更年月日	平成 28 年 9 月 15 日
変更年月日	令和 3 年 10 月 13 日
変更年月日	令和 5 年 10 月 5 日
変更年月日	令和 8 年 9 月 1 日

砥部町農業経営基盤強化促進 に関する基本構想

令和 8 年 9 月

砥 部 町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	砥部町農業の現状と振興方針	1
2	年間所得及び年間労働時間目標	1
3	農業経営基盤強化の方向	1
4	認定農業者の確保	3
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	3
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
	目標営農類型一覧表	4
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	16
	目標営農類型一覧表	16
第4	第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	28
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	28
2	砥部町が主体的に行う取り組み	28
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	29
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	29
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	30
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する事項	30
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	30
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	31
1	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事項	31
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	32
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	35

4	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	35
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	36
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	36
第7	その他	37

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 砥部町農業の現状と振興方針

砥部町は、愛媛県中東部に広がる道後平野の南部に位置し、その立地条件を生かして柑橘、野菜を主体とする農業生産を展開してきたが、近年、経営の発展を図るため、一部の農家で施設園芸の導入が盛んとなっている。

今後は、特にこのような施設園芸において、高収益性の作目・作型を、担い手を中心に導入し産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 年間所得及び年間労働時間目標

砥部町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。具体的な経営の指標は、砥部町及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね400万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり概ね2,000時間）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

3 農業経営基盤強化の方向

砥部町は、将来の砥部町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、砥部町は、農業協同組合、普及組織等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、砥部町農業再生協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の砥部町農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、全町的に土地利用調整を展開して集団化・連担化した条件で担い手に農地が利用集積されるよう努める。

果樹栽培等と土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号、以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、普及組織等の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の

育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、砥部町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

4 認定農業者の確保

砥部町は、砥部町農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合支所単位の研修会の開催等を普及組織等の協力を受けつつ行い、認定農業者を法第 19 条の規定に基づき策定する「地域計画」において地域の中心的な経営体として位置付けていくものとする。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

砥部町は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、農業経営開始から 5 年後の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、本町及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者 1 人当たり概ね 2,000 時間）の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3 に示す効率的かつ安定的な農業経営体の目標の 6 割程度の農業所得、すなわち主たる従事者 1 人当たりの年間農業所得概ね 250 万円）を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に砥部町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、砥部町における主要な営農類型についてこれを示すと次の目標営農類型一覧表のとおりである。

【目標営農類型一覧表】（詳細は、後掲のとおり）

経営体別	営農類型別		経営規模
個別経営体	土地利用型	果樹（常緑果樹）	2.10ha
		果樹（常緑果樹＋落葉果樹：キウイフルーツ）	0.90ha
		果樹（落葉果樹）	1.40ha
		果樹（常緑果樹＋落葉果樹：ブルーベリー）	1.30ha
		野菜	3.10ha
	施設型	果樹（常緑果樹）	0.35ha
		果樹（常緑果樹）＋野菜	0.45ha
		野菜	0.40ha
		野菜＋特用林産	0.60ha
		花き	0.42ha

【目標営農類型策定の前提条件】

1 類型の設定

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針を踏まえ、砥部町の実態に応じた主要な営農類型を設定した。

2 規模の設定

概ね5年後を目標に実現可能性のある、地域その他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得と他産業従事者に均衡する年間総労働時間を達成できるような、若者が農業を魅力とやりがいのある職業として感じられる水準とした。

3 労働力

経営体は主に個別経営体とし、その労働力を主たる農業従事者1人を含む1経営体当たり1～3人（世帯主1人、配偶者、後継者又は両親等1～2人）とし、不足分は雇用で対応することとした。

4 栽培技術

現在の技術を基本に将来定着可能な技術水準とした。

5 価格

最近の需給動向を勘案して設定した。

6 使用単価等

（1）農地借入単価：概ね10a当たり 9,450円

（2）補助従事者単価：概ね1人、1時間当たり 1,100円

（3）雇用賃金単価：概ね1人、1時間当たり 1,100円

[個別経営体] 土地利用型

営 農 類 型	果樹（常緑果樹）
経 営 規 模	〈経営面積〉 2.10ha 〈作付面積〉 温州みかん 1.00ha 伊予柑 0.50ha 不知火 0.30ha せとか 0.30ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎（100 m²）、貯蔵庫（50 m²）、多目的スプリンクラー（2.5ha）、単軌条運搬施設（500m） 〈主要農機具〉 単軌条運搬機（2台）、軽トラック、コンテナ（一式）、動力噴霧機（3台） 〈技術等〉
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事者の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

[個別経営体] 土地利用型

営 農 類 型	果樹（常緑果樹＋落葉果樹：キウイフルーツ）
経 営 規 模	〈経営面積〉 0.90ha 〈作付面積〉 温州みかん 0.50ha せとか 0.20ha キウイフルーツ 0.20ha
労 働 力	主たる従事者 1人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎（100 m²）、貯蔵庫（50 m²）、多目的スプリンクラー（0.9ha）、単軌条運搬施設（300m）、キウイフルーツ棚（50a） 〈主要農機具〉 単軌条運搬機（1台）、軽トラック、コンテナ（一式）、動力噴霧機（2台） 〈技術等〉 ・かん水防除はスプリンクラー方式（一部手散布） ・早生温州みかんはマルチ栽培 ・普通温州みかんは後期重点摘果
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事者の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

[個別経営体] 土地利用型

営 農 類 型	果樹（落葉果樹）
経 営 規 模	〈経営面積〉 1.40ha 〈作付面積〉 小梅 0.90ha 大梅 0.50ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎（100 m²）、貯水槽（10 m³）、貯蔵庫（20 m²）、 〈主要農機具〉 動力噴霧機（2台）、コンテナ（一式）、クローラー型運搬車（1台）、 選果機（1台） 〈技術等〉 ・小梅・大梅栽培はエコファーマー基準の栽培（化学肥料、農薬の削減）
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事者の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

[個別経営体] 土地利用型

営 農 類 型	果樹（常緑果樹＋落葉果樹：ブルーベリー）
経 営 規 模	〈経営面積〉 1.30ha 〈作付面積〉 温州みかん 0.60ha 不知火 0.30ha せとか 0.20ha ブルーベリー 0.20ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎（100 m²）、貯蔵庫（50 m²）、貯水槽（10 m³）、単軌条運搬施設（300m） 〈主要農機具〉 単軌条運搬機（1台）、軽トラック、コンテナ（一式）、動力噴霧機（2台） 〈技術等〉 ・温州みかんはマルチ栽培 ・ブルーベリーは防鳥ネットを設置
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事者の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

[個別経営体] 土地利用型

営 農 類 型	野菜
経 営 規 模	〈経営面積〉 3.10ha 〈作付面積〉 ほうれんそう 0.60ha キャベツ 2.50ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎（100 m²）、冷蔵庫（共同利用） 〈主要農機具〉 トラクター（20PS）、クローラー型運搬機、動力噴霧機（2台）、トラック、管理機 〈技術等〉 ・キャベツはフェロモン剤利用による環境保全型省力化栽培
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事者の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

[個別経営体] 施設型

営 農 類 型	果樹（常緑果樹）
経 営 規 模	〈経営面積〉 0.35ha 〈作付面積〉 温室みかん 0.15ha 施設せとか 0.10ha 施設愛媛果試第 28 号 0.10ha
労 働 力	主たる従事者 1 人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎（100 m²）、貯蔵庫（50 m²）、ハウス施設（60a）、貯水槽（10 m³）、揚水施設（一式）、細霧防除機（30a） 〈主要農機具〉 温風暖房機（6 台）、軽トラック、コンテナ（一式）、動力噴霧機（2 台） 〈技術等〉 ・施設かんきつは、少加温栽培 ・温室みかんは、細霧防除、点滴かん水施設の導入
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事者の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

[個別経営体] 施設型

営 農 類 型	果樹（常緑果樹）＋野菜
経 営 規 模	〈経営面積〉 0.45ha 〈作付面積〉 温室みかん 0.15ha 促成ナス 0.30ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎（100 m²）、ハウス施設（55a）、貯水槽（10 m³）、揚水施設（一式）、養液土耕システム（30a）、細霧防除機（25a） 〈主要農機具〉 温風暖房機（4台）、軽トラック、コンテナ（一式） 〈技術等〉 ・ 温室みかんは、細霧防除、点滴かん水施設の導入 ・ 促成ナスは養液土耕栽培
経 営 管 理 の 方 法	・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・ 青色申告の実施
農業従事者の態様等	・ 休日制の導入 ・ 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

[個別経営体] 施設型

営 農 類 型	野菜
経 営 規 模	〈経営面積〉 0.40ha 〈作付面積〉 施設高設イチゴ 0.15ha 夏秋ナス 0.25ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 ハウス施設（15a）、高設栽培装置（一式） 〈主要農機具〉 温風暖房機（3台）、軽トラック 〈技術等〉 ・施設高設イチゴは養液栽培 ・夏秋ナスは高性能選果機の共同利用
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事者の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

[個別経営体] 施設型

営 農 類 型	野菜＋特用林産
経 営 規 模	〈経営面積〉 0.60ha 〈作付面積〉 雨除けトマト 0.50ha 乾燥しいたけ 0.10ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎（100 m²）、ビニールハウス（50a） 〈主要農機具〉 トラクター（10PS）、管理機、普通トラック、チェーンソー、温風乾燥機（4台） 〈技術等〉 ・雨除けトマトはエコえひめ認証栽培、共同選果・販売
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事者の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

[個別経営体] 施設型

営 農 類 型	花き
経 営 規 模	〈経営面積〉 0.42ha 〈作付面積〉 トルコギキョウ 0.17ha デルフィニウム 0.15ha OHユリ 0.10ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 作業場 (100 m²)、A Pハウス (3,500 m²)、かん水装置、重油タンク、電照設備 〈主要農機具〉 温風式暖房機 (3台)、冷蔵庫 (2坪用)、動力噴霧機 (1台)、軽トラック (幌付き)、トラクター (13PS)、管理機 〈技術等〉 ・トルコギキョウ、デルフィニウムは冷蔵育苗苗購入利用
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事者の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に砥部町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、砥部町における主要な営農類型についてこれを示すと次の目標営農類型一覧表のとおりである。

【目標営農類型一覧表】

経営体別	営農類型別		経営規模
個別経営体	土地利用型	果樹（常緑果樹）	1.10ha
		果樹（常緑果樹＋落葉果樹：キウイフルーツ）	1.65ha
		果樹（常緑果樹＋落葉果樹：梅）	0.90ha
		果樹（常緑果樹＋落葉果樹：ブルーベリー）	0.60ha
		野菜	1.00ha
	施設型	果樹（常緑果樹）	0.35ha
		果樹（常緑果樹）＋野菜	0.30ha
		野菜	0.12ha
		野菜＋特用林産	0.57ha
		花き	0.30ha

【目標営農類型策定の前提条件】

1 類型の設定

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針を踏まえ、砥部町の実態に応じた主要な営農類型を設定した。

2 規模の設定

概ね10年後を目標に実現可能性のある、地域他産業者並の生涯所得に相当する年間農業所得及び年間総労働時間として、第1の5に示す目標を目指すものとし、若者が農業を魅力とやりがいのある職業として感じられる水準とした。

3 労働力

経営体は主に個別経営体とし、その労働力を主たる農業従事者1人を含む1経営体当たり3人（青年等1人、配偶者又は両親等1～2人）とし、不足分は雇用で対応することとした。

4 栽培技術

現在の技術を基本に将来定着可能な技術水準とした。

5 価格

最近の需給動向を勘案して設定した。

6 使用単価等

（1）農地借入単価：概ね10a当たり 9,450円

（2）補助従事者単価：概ね1人、1時間当たり 1,100円

（3）雇用賃金単価：概ね1人、1時間当たり 1,100円

[個別経営体] 土地利用型

営 農 類 型	果樹（常緑果樹）
経 営 規 模	〈経営面積〉 1.10ha 〈作付面積〉 温州みかん 0.40ha 伊予柑 0.30ha 不知火 0.30ha せとか 0.10ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎（100 m²）、貯蔵庫（50 m²）、多目的スプリンクラー（1.5ha）、単軌条運搬施設（500m） 〈主要農機具〉 単軌条運搬機（2台）、軽トラック、コンテナ（一式）、動力噴霧機（1台） 〈技術等〉
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事者の態様等	・休日制の導入

〔個別経営体〕 土地利用型

営 農 類 型	果樹（常緑果樹＋落葉果樹：キウイフルーツ）
経 営 規 模	〈経営面積〉0.65ha 〈作付面積〉温州みかん 0.30ha キウイフルーツ 0.35ha
労 働 力	主たる従事者 1人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎（100 m ² ）、貯蔵庫（50 m ² ）、多目的スプリンクラー（36a）、単軌条運搬施設（300m）、キウイフルーツ棚（90a） 〈主要農機具〉 単軌条運搬機（1台）、軽トラック、コンテナ（一式）、動力噴霧機（1台） 〈技術等〉 ・かん水防除はスプリンクラー方式（一部手散布） ・早生温州みかんはマルチ栽培 ・普通温州みかんは後期重点摘果
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事者の態様等	・休日制の導入

[個別経営体] 土地利用型

営 農 類 型	果樹（常緑果樹＋落葉果樹：梅）
経 営 規 模	〈経営面積〉 0.90ha 〈作付面積〉 愛媛果試第 28 号 0.30ha 小梅 0.30ha 大梅 0.30ha
労 働 力	主たる従事者 1 人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎（100 m²）、貯水槽（10 m³）、貯蔵庫（20 m²）、 〈主要農機具〉 動力噴霧機（2 台）、コンテナ（一式）、クローラー型運搬車（1 台）、 選果機（1 台） 〈技術等〉 ・小梅・大梅栽培はエコファーマー基準の栽培（化学肥料、農薬の削減）
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事者の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

[個別経営体] 土地利用型

営 農 類 型	果樹（常緑果樹＋落葉果樹：ブルーベリー）
経 営 規 模	〈経営面積〉 0.60ha 〈作付面積〉 温州みかん 0.20ha 不知火 0.20ha ブルーベリー 0.20ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎（100 m²）、貯蔵庫（50 m²）、貯水槽（10 m³）、単軌条運搬施設（300m） 〈主要農機具〉 単軌条運搬機（1台）、軽トラック、コンテナ（一式）、動力噴霧機（2台） 〈技術等〉 ・温州みかんはマルチ栽培 ・ブルーベリーは防鳥ネットを設置
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事者の態様等	・休日制の導入

[個別経営体] 土地利用型

営 農 類 型	野菜
経 営 規 模	〈経営面積〉 1.00ha 〈作付面積〉 ほうれんそう 0.20ha キャベツ 0.80ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎（100 m²）、冷蔵庫（共同利用） 〈主要農機具〉 トラクター（20PS）、クローラー型運搬機、動力噴霧機（2台）、トラック、管理機 〈技術等〉 ・キャベツはフェロモン剤利用による環境保全型省力化栽培
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事者の態様等	・休日制の導入

[個別経営体] 施設型

営 農 類 型	果樹（常緑果樹）
経 営 規 模	〈経営面積〉 0.35ha 〈作付面積〉 温室みかん 0.15ha 施設愛媛果試第 28 号 0.20ha
労 働 力	主たる従事者 1 人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎（100 m²）、貯蔵庫（50 m²）、ハウス施設（35a）、貯水槽（10 m³）、揚水施設（一式）、細霧防除機（15a） 〈主要農機具〉 温風暖房機（3 台）、軽トラック、コンテナ（一式）、動力噴霧機（2 台） 〈技術等〉 ・施設かんきつは、少加温栽培 ・温室みかんは、細霧防除、点滴かん水施設の導入
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事者の態様等	・休日制の導入

[個別経営体] 施設型

営 農 類 型	果樹（常緑果樹）＋野菜
経 営 規 模	〈経営面積〉 0.30ha 〈作付面積〉 温室みかん 0.15ha 促成ナス 0.15ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎（100 m²）、ハウス施設（30a）、貯水槽（10 m³）、揚水施設（一式）、養液土耕システム（13a）、細霧防除機（15a） 〈主要農機具〉 温風暖房機（2台）、軽トラック、コンテナ（一式） 〈技術等〉 ・温室みかんは、細霧防除、点滴かん水施設の導入 ・促成ナスは養液土耕栽培
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事者の態様等	・休日制の導入

[個別経営体] 施設型

営 農 類 型	野菜
経 営 規 模	〈経営面積〉 0.12ha 〈作付面積〉 施設高設イチゴ 0.05ha 夏秋ナス 0.07ha
労 働 力	主たる従事者 1人
生 産 方 式	〈主要施設〉 ハウス施設（5a）、高設栽培装置（一式） 〈主要農機具〉 温風暖房機（1台）、軽トラック 〈技術等〉 ・施設高設イチゴは養液栽培 ・夏秋ナスは高性能選果機の共同利用
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事者の態様等	・休日制の導入

[個別経営体] 施設型

営 農 類 型	野菜＋特用林産
経 営 規 模	〈経営面積〉 0.57ha 〈作付面積〉 雨除けトマト 0.15ha 乾燥しいたけ 0.12ha シキミ 0.30ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎 (100 m²)、ビニールハウス (15a) 〈主要農機具〉 トラクター (10PS)、管理機、普通トラック、チェーンソー、温風乾燥機 (1台) 〈技術等〉 ・雨除けトマトはエコえひめ認証栽培、共同選果・販売
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事者の態様等	・休日制の導入

[個別経営体] 施設型

営 農 類 型	花き
経 営 規 模	〈経営面積〉 0.30ha 〈作付面積〉 トルコギキョウ 0.10ha 花木 0.10ha シキミ 0.10ha
労 働 力	主たる従事者 1人
生 産 方 式	〈主要施設〉 作業場（100 m²）、A Pハウス（1,300 m²）、かん水装置、重油タンク、電照設備 〈主要農機具〉 温風式暖房機（1台）、冷蔵庫（2坪用）、動力噴霧機（1台）、軽トラック（幌付き）、トラクター（13PS）、管理機 〈技術等〉 ・トルコギキョウは冷蔵育苗苗購入利用
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事者の態様等	・休日制の導入

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、伊予農業指導班、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業性、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 砥部町が主体的に行う取り組み

砥部町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、伊予農業指導班や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

砥部町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要とな

るフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

砥部町は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、砥部町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

砥部町は、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、砥部町の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する事項

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の 農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
53%	

○効率的かつ安定的な農業経営に面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、砥部町農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積への取組を促進する。その際、砥部町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、毎年度、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

砥部町は、愛媛県が策定した「農業経営基盤強化促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、砥部町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

砥部町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している荒廃農地の解消に努める。

さらに、砥部町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、広報やホームページへの掲載に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、砥部町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるよう設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

砥部町は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

砥部町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等から一つの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難な場合にあっては、農用地の効率的かつ安定的な利用に支障を来さない限り、集落の一部を除外した実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農作業の効率化に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を砥部町に提出して、農用地利用規程について砥部町の認定を受けることができる。
- ② 砥部町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 砥部町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を砥部町の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 砥部町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に

掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をするものとする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実にできると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 砥部町は認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 砥部町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及組織、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、砥部町農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

砥部町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託の仲介あっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は担い手の育成及び活用

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

砥部町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、砥部町は、関係機関・団体との連携のもと就農相談等を通じて就農希望者に対する就農に向けた情報の提供等を行うとともに、就農後間もない青年等については、個別巡回や各種研修会等により、地域農業の担い手として育成支援する体制を強化する。

また、青年等就農計画制度の推進や、国・県等による関連事業の効果的な活用等により、新規就農者の経営力を高め、確実な定着を促進する。さらに、認定新規就農者については、必要に応じて経営指導等のフォローアップを行い、認定農業者への計画的な誘導を図る。

なお、就農相談及び就農に向けた情報提供、栽培技術や経営ノウハウの習得、就農後のフォローアップ等については、必要に応じて、砥部町農業委員会、農業協同組合、普及組織等と連携し、役割を分担しながら取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

砥部町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 砥部町は、県営砥部地区かんがい排水事業（銚子ダム）や道前道後平野地区農業水利事業により農業用水を確保しているため、今後、かんがい用水の多目的利用、施設の集中化、水耕栽培を促進し、水利用体系の確立と用水の有効利用を図る。また、国営土地改良事業で造成された佐古ダムの冬期用水を有効利用することにより野菜生産を振興する。さらに、かんすい組合や地形などを考慮した生産団地づくりを推進し、防除、摘果、剪定などの共同作業を行う組織育成を図る。

イ 砥部町は、樹園地の再編整備など、農業農村整備事業管理計画と整合を図りつつきめ細かな生産基盤整備の促進を通じて農業生産コストの低減や省力化を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が農業経営に発展を図っていく上での条件整備を図る。

ウ 砥部町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

① 砥部町は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う公益財団法人えひめ農林漁業振興機構との連携の下に、同機構の業務の一部を受託等することによって砥部町内での事業の実施の促進を図る。

② 砥部町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制等

砥部町は、農業委員会、普及組織、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善

団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、砥部町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、砥部町は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成23年9月13日から施行する。

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

この基本構想は、平成28年9月15日から施行する。

この基本構想は、令和3年10月13日から施行する。

この基本構想は、令和5年10月5日から施行する。

この基本構想は、令和8年9月1日から施行する。